

第1章 雪害対策

第1節 災害予防計画

降雪によって市民生活が著しく阻害されることを防止するため、降雪時における交通の確保、建物の倒壊防止、なだれ対策等の災害予防措置について定める。

1 交通の確保

(1) 市は、集中的な大雪(大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪)時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両停滞を徹底的に回避することを基本的な考え方として、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるとともに、毎年「道路除雪計画」を定め、除排雪を実施して雪害予防に努める。計画の策定にあたっては、市内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除雪体制を整えるものとする。また、路線の選定にあたっては、主な幹線道路、バス路線、地域的に主要な道路及び公共、公益施設への道路を主体として選定するものとする。

(2) 災害未然防止活動

ア 災害リスクの把握

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、車両の立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握するよう努める。

イ 車両の運転者への啓発

集中的な大雪が予測される場合は、住民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要となることから、雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくなど防災知識の普及を図る。

2 雪崩危険箇所の指定・周知

(1) 雪崩危険箇所の調査・点検

雪崩対策事業の効率的実施のためには、道路及び集落等に被害を及ぼすおそれのある雪崩危険箇所の的確な把握が必要であることから、国、県は、既存資料の収集・整理や地図・空中写真の計測・判読のほか、定期的な現地の調査点検や聞き取り調査を組み合わせ、雪崩危険箇所を把握する。

(2) 雪崩危険箇所の周知

市は、県より情報の提供を受けた雪崩危険箇所を市地域防災計画に登載するとともに特に学校、福祉等の施設や多数の住民が集まる施設等について留意し、地域住民への周知徹底を図るものとする。

3 雪崩防止施設等の整備

国、県及び市は、雪崩防止施設の機能を十分に発揮できるように、地形、土質、勾配及び雪崩の種類等の条件や防護対象物を考慮して、適宜・適切な施設を選定し、雪崩防止施設等の整備を推進するものとする。

(1) 雪崩予防施設の整備

雪崩発生のおそれがあり、人的・物的被害が予想される箇所に対しては、関係機関と協議し、雪崩防止林、階段工、予防柵等の雪崩予防施設の設置に努める。

(2) 雪崩防護施設等の整備

道路及びその付属施設の保全及び交通の安全を確保するため、防護柵、防護擁壁及びスノーシェッド等の防護施設の整備に努める。

(3) 砂防・治山の施設整備

雪崩、融雪等による河川、沢等のせき止めは、洪水、土石流災害を引き起こす原因となることから、砂防、治山等の施設整備に努める。

(4) 雪崩防止・設備の点検整備

雪崩防止施設の管理者は、雪崩防止施設の機能を有効に発揮させるために、積雪前に定期的な整備、点検に努める。

4 一般建築物の雪害予防等

(1) 住宅・建築物の安全性に対する指導

市は、建築物の新築、改良工事等を行う所有者に対し、市街地の状況や敷地の状況等による周辺への影響を十分配慮した屋根雪処理をするよう指導に努めるものとする。

(2) 克雪住宅の普及推進

核家族化や高齢化の進行に伴い、自力で屋根雪処理を実施できない世帯が増加しており、雪下ろしの労働力確保も困難となってきたことから、市は関係機関と連携し、屋根雪荷重による家屋倒壊の防止を兼ねた克雪住宅の普及指導に努めるとともに、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及を図る。

(3) 豪雪地帯の要配慮者世帯に対する除雪援助

市は、高齢者世帯等の要配慮者世帯に対し、民生委員等による訪問等を行い、積雪状況等の把握に努めるとともに、これらの世帯の除雪にあたっては、地域の連帯、相互扶助等による組織的な取り組みに向けた啓発を行ったり、地域への支援を行う除雪ボランティアの組織化を図る。

また、必要によっては、除雪業者のあっせんを行う。この場合、関係団体と連携し、除排雪窓口の一本化等により効率的かつ迅速に対応できる体制づくりを進める。

(4) 雪に係る事故防止の啓発

市は、県が屋根の雪おろしなど除雪作業の集中する時期に合わせて「雪害事故防止週間」を設定した際は、命綱の使用方法など安全な雪下ろし・除雪作業について効果

的な広報活動を実施する。

市は、県の発表する雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報等を活用し、雪に係る事故防止について、住民に対し啓発し、災害の未然防止に努めるものとする。

ア こまめな雪下ろしの励行

(ア) 建物の構造によっても異なるが、おおよそ屋根に40cm以上積もった場合は雪下ろしを励行すること。

(イ) 建物から道路上に雪下ろしをした場合は、速やかに除雪を行い通行の邪魔にならないよう措置すること。

(ウ) 雪を投棄することにより思わぬはん濫を招くことがあるため、水路にみだりに雪を捨てないこと。

イ 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止

トタン屋根等の場合は、すべり止めの施設があっても外気の上昇によりなだれとなる場合があるため十分注意すること。

ウ 雪下ろし中の転落による事故防止

エ 家庭用除雪機のロータリーによる事故防止

オ 非常時における出入口の確保

カ 換気口の確保

キ ガス供給配管の点検

ク 外気の上昇している場合、山際の道路を通行するときにはなだれによる被害を受けないよう注意すること。

5 孤立集落対策

市は、豪雪のため孤立が予想される集落について、生活道路の除雪並びに避難所の電気及び通信等のライフラインに関する雪害予防対策を講じるとともに、避難所で使用する暖房設備、燃料、携帯暖房品、食料、救助資機材等の整備及び備蓄並びに救急患者輸送対策等の推進に努めるものとする。

6 空き家等対策

(1) 市は、転居等の事情により空き家となった家屋について、各地区長と連携し、屋根の雪の状況等について危険がないか、把握に努めるものとする。

(2) 市は、空き家からの落雪等により、市道、通学路、隣家への危険がある場合には、各地区長と連携し、所有者や管理者に対し通知し、雪下ろしを勧奨するものとする。

(3) 市は、毎年、空き家についての情報把握に努めるものとする。

第2節 災害応急対策計画

降雪によって市民生活が著しく阻害されることを防止するため、降雪時における交通、電力、通信の確保対策等の雪害対策について定める。

1 除雪対策

(1) 実施責任者

ア 道路の除雪は、各道路管理者が行うものとする。

イ 市道除雪の担当は、建設課とする。

ウ 東日本電信電話(株)山形支店、東北電力ネットワーク(株)長井電力センター、東日本旅客鉄道(株)、山形鉄道(株)は、それぞれ通信の確保、電力の確保、交通の確保に万全を期すものとする。

(2) 交通の確保

ア 主要な国、県道の除雪

主要な国、県道の除雪は、国及び県がそれぞれの「除雪計画」に基づき実施する。

イ 市道の除雪

(ア) 市道路除雪計画に定めるところにより、市は、冬期間の交通確保を図るための除雪を行う。

(イ) 市道の除雪延長は次のとおりである。

a 市道実延長 車道部 505.4 km

b 市道除雪延長 車道部 310.0 km (除雪実施率61.3%／消雪含む)

(内訳)

(a) 幹線市道 車道部延長96.2 km 除雪延長 87.2 km

除雪実施率90.6%

(b) その他市道 車道部延長409.2 km 除雪延長 222.8 km

除雪実施率54.4%

(ウ) 以上の路線のほか、主要市道については計画的に除雪を行う。又、防災上必要と認められる路線についても計画に準じて除雪するものとする。

ウ 鉄道の除雪

JR米坂線、フラワー長井線の除雪は、東日本旅客鉄道(株)及び山形鉄道(株)がそれぞれの除雪計画に基づき行うものとする。

(3) 公共建築物等の積雪の除去

ア 各施設の管理者は、当該建物の積雪の状況に応じ除去し、倒壊防止を図る。

イ 木造、鉄骨造の建物にあっては積雪60cm、鉄筋コンクリート造にあっては積雪

100cmに達した時に除去し、体育館、集会場、工場等、内部間仕切りの少ないものを優先するものとする。

ウ THL字型等の建物の谷の部分等は、ひんぱんに除雪を励行し、屋根面を平均に降ろしていくものとする。

エ 下に降ろした雪は、建物の外壁面に力が加わらないようにし、出入口は安全な道、広場等に通じる避難路を二つ以上つけておくものとする。

オ 学校、その他大規模の建物については、道路から建物に通ずる通路、敷地内の消火栓、貯水槽、その他消防用水利のそばまで自由に消防自動車が通行できるよう確保しておくものとする。

カ 除雪要員については、各施設の管理者が建設業者、付近の住民等に依頼し確保するものとする。

(4) 農作物等雪害対策

市は、気象情報等に留意し、雪害による農作物の被害の防止、軽減を図るものとする。

2 雪崩事故等の防止と応急対策

(1) 事前回避措置の実施

ア 市は、地形並びに気象情報等に基づき、雪崩、地吹雪等の発生が予想される場合は、状況により当該区域に対する消防団員等の警戒を強化し、必要な警告を行うとともに、防災関係機関は相互に連絡のうえ、迅速な出動態勢を整えるものとする。

イ 市は、気象状況、積雪の状況及び危険箇所の巡視結果等を分析し、雪崩の発生の可能性について住民に適宜広報し、注意を喚起するものとする。

ウ 市は、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難指示を行う。また、住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等への受入体制をとるとともに十分な救援措置を講じるものとする。

(2) 雪崩等発生時の応急措置

ア 雪崩等発生状況の把握及び被災者の救助

(ア) 市は、自らの巡視又は他の関係機関及び住民等からの通報により雪崩等の発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、県へ状況を報告する。

(イ) 雪崩、地吹雪等が直接の原因となって、現在速やかに救出しなければ生命の安全を保障できないような危険な状態にある者、例えば、次のような場合に救出するものとする。

a 雪崩のため、雪に埋没したような場合

b 雪崩等のために倒壊した住宅等の下敷きになったような場合

c 孤立した地域に取り残され、多数の生命が危険になったと予想される場合

- d 山岳で遭難し、生命が危険になった場合
- e 地吹雪のため、自動車等から脱出することが困難になった場合
- (ウ) 市は、住民等が被災した場合、直ちに消防本部及び警察署と連携し救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を行うものとする。
- (エ) 市は、住居を失った住民を公共施設等に受け入れ、十分な救援措置を講じるものとする。
- イ 道路等施設の被災時の対策
 - (ア) 道路等の施設管理者は、雪崩により施設が被災した場合、直ちに当該区間の車両の通行等を一時停止するとともに、応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。また、被災者がいる場合は直ちに最寄りの消防機関及び警察署に通報して救援を求めるとともに、自らも救出作業に当たるものとする。
 - (イ) 市は、雪崩による通行止めが長時間にわたり、通行車両中に乗客や乗員等が閉じ込められる事態となったときは、施設管理者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受け入れ等を行う。
 - (ウ) 警察は、周辺道路の交通規制を行うとともに、報道機関を通じてドライバーへの情報提供を行う。
- ウ 孤立集落住民の救助

市は、雪崩による交通途絶のため、集落の孤立が長期間に及ぶと認めたときは、県に対しヘリコプターの要請を行い、医師、保健師、看護師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品の輸送、救急患者の救助、若しくは集落住民全員の避難救助を実施するものとする。
- エ 二次災害の防止

市は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請するものとする。

3 豪雪対策本部の設置

(1) 豪雪対策連絡会議の設置基準

まとまった降雪が何日間も続き、長井気象観測所(平山：消防本部敷地内)の積雪が概ね100cm、累積降雪量が概ね400cmに達し、引き続き降雪が見込まれるときは、豪雪対策連絡会議を設置し、情報収集並びに関係部署の連絡体制を強化するものとする。

(2) 豪雪対策連絡会議の組織

ア 豪雪対策連絡会議は、副市長を議長とし、教育長、政策推進監、技術参与、危機管理参与、総務参事、厚生参事、産業参事、建設参事、会計管理者、教育総務課長、総務課長を以って組織する。

イ 豪雪対策連絡会議の事務局は総務課に置くものとする。

(3) 豪雪対策本部の設置

豪雪対策連絡会議の設置後、さらに、降雪継続により、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、豪雪対策本部に体制を移行し、円滑な豪雪対策と災害の未然防止に努めるものとする。

(4) 本部の組織

ア 豪雪対策本部は、市長を本部長、副市長を副本部長とし、教育長、庁内の監職、参与職、参事職、課長職にあるものの者を本部員として組織する。

イ 事務局は総務課に置くものとする。

(5) 本部会議と開設の通知

本部の開設にあたっては、本部会議を開催するものとし、県、長井警察署へ開設を報告するものとする。

(6) 本部の解散

本部は、雪解けを待って3月いっぱいを目途に解散するものとするが、融雪等の災害が懸念される場合は、引き続き警戒体制をとるものとする。

(7) 市災害対策本部への移行

豪雪により特に甚大な被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、市災害対策本部に体制を移行するものとする。

第2章 道路災害対策

第1節 災害応急対策計画

道路上における大規模な交通事故に伴う災害が発生した場合に、迅速に救急救助活動を行うとともに、二次災害の発生等、被害の拡大防止のため、市をはじめとする道路管理者、警察、消防本部等が実施する災害応急活動について定める。

1 被害情報等の伝達

(1) 関係機関への通報

道路管理者、警察及び消防本部のうち、通行者からの通報又は自らのパトロール等により道路災害の発生を覚知した機関は、直ちに関係機関に通報するものとする。

(2) 被害調査と県への報告

- ア 災害の発生を覚知した消防本部は、直ちに県(防災危機管理課)及び市に連絡する。
- イ 市は、被害の状況を調査し、県に報告する。

2 活動体制及び広域応援体制の確立

(1) 災害対策本部の設置

道路管理者、県、市、関係機関は、事故・災害の状況により、必要に応じ各組織内に災害対策本部の設置等、必要な体制を確立するとともに、緊密な連携に努めるものとする。

(2) 広域応援要請

県及び市は、事故・災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合は、国、他都道府県及び他市町村等に対して応援を要請するものとする。

(3) 自衛隊災害派遣要請

事故・災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、第2編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

3 応急対策の実施

(1) 被害拡大防止措置

道路管理者は二次災害防止のため、次の措置を講じる。

ア 通行禁止又は制限

(ア) 道路管理者は、事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。

(イ) 警察官は、道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制

を行う。

(ウ) 道路管理者は、道路の通行を禁止した場合、迂回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努めるものとする。

イ 道路利用者及び住民等への広報

道路管理者は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに警察、関係機関及び道路交通情報センター等へ連絡し、報道機関を通じて又は広報車により広報を行うものとする。

(2) 消火及び救助に関する措置

ア 消防本部は、救助・救出活動を行うほか、火災の発生状況を把握するとともに、迅速な消火活動を行うものとする。

イ 道路管理者は、市の要請に基づき負傷者等の救助・救出及び消火活動の実施のため、必要な協力を行うものとする。

(3) 危険物の流出等に対する応急対策

危険物の流出が認められるときは、消防、警察及び道路管理者は、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して防除活動にあたるものとする。

ア 二次災害の防止

(ア) 消防機関等は、流出した危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災、健康被害及び環境汚染等の未然防止に必要な措置を講じるものとする。

(イ) 流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合、県及び河川管理者等は水道水取水施設管理機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講じるものとする。

(ウ) 有害物質が河川、公共用水域、地中及び大気中に放出された場合、河川管理者及び保健所等は必要に応じて環境調査を実施するものとする。

イ 住民の安全確保

市及び警察等は、危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、住民の避難誘導及び火気の使用制限措置を講じるものとする。

第3章 鉄道災害対策

第1節 災害応急対策計画

鉄道事故災害が発生した場合の被害を最小限にとどめ、乗客の安全の確保を図るため、市及び鉄道事業者が実施する応急対策等について定める。

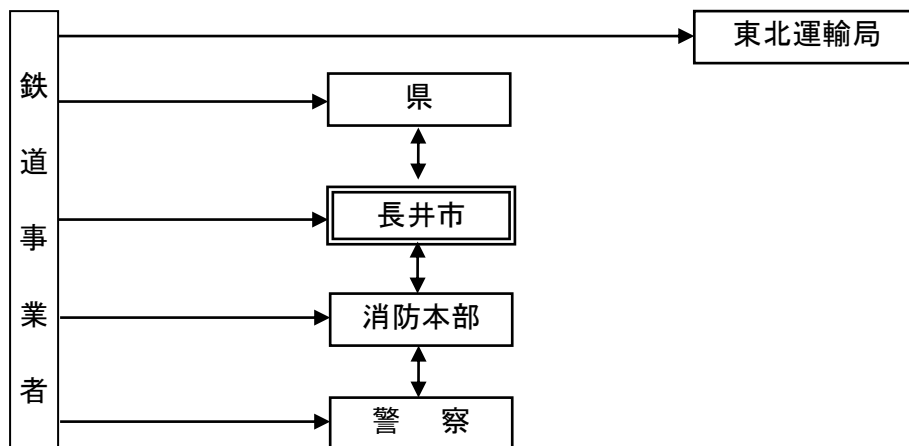
1 事故情報等の伝達及び広報

(1) 情報の収集及び伝達

乗客、乗員及び地域住民等の多数の死傷者の発生、又は土砂災害、雪崩発生及び危険物流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、鉄道事業者から市に対して、被害(人的、施設等)状況、復旧見込み、代替交通手段等について通報される。

この場合、市は、関係機関と連携をとり、事故等の情報収集に当たるとともに、応急対策について協議するものとする。

【事故・災害発生時の連絡通報体制図】



(2) 広報の実施

被災者の家族等及び旅客並びに住民等に対する広報は、鉄道事業者が実施する。

市は、鉄道事業者から要請があった場合又は事故等の状況から特に必要があると認められた場合は、広報車等による広報活動を実施するものとする。

2 活動体制の確立

(1) 災害対策本部の設置

鉄道事業者、警察、消防本部、県、市、関係機関は、事故・災害の状況により、必要に応じ各組織内に災害対策本部を設置するとともに、必要に応じ、現地に関係機関合同の応急対策拠点を設置し、緊密な連携のもと、情報の共有及び効率的な応急対策の推進に努めるものとする。

(2) 広域応援要請

県及び市は、事故・災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない

と認められる場合は、国、他都道府県及び他市町村等に対して応援を要請するものとする。

(3) 自衛隊災害派遣要請

事故・災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、第2編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

3 消火及び救助に関する措置

- (1) 事故・災害等により火災が発生した場合は、消防本部と連携して、旅客及び周辺住民等を安全な避難場所に誘導するとともに、延焼の拡大防止を図るため、消火体制を整えるものとする。
- (2) 事故・災害等による火災、建物倒壊及び車両の破損等により負傷者が発生した場合は、消防本部と連携して、負傷者の応急手当、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講じるものとする。

第4章 航空災害対策

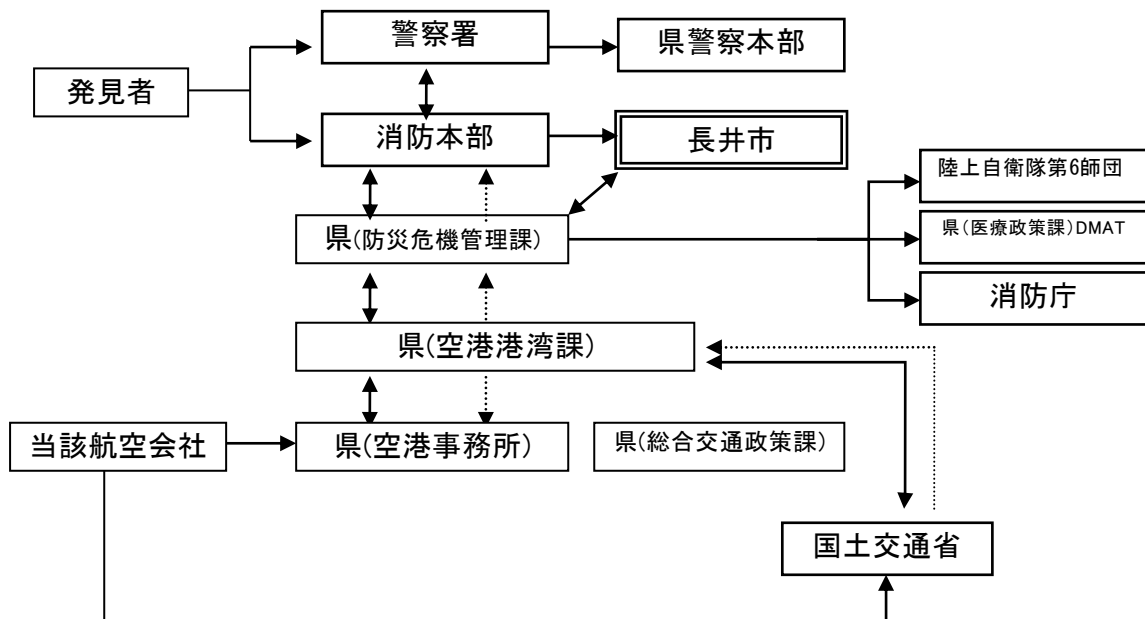
第1節 災害応急対策計画

市域内において、航空機の墜落事故による災害発生時に、被害の拡大や二次災害の防止を図るため、市及び県、関係機関が実施する応急対策等について定める。

1 事故状況の把握及び広報

(1) 事故情報の収集、伝達

市域内で航空機事故が発生した場合、市及び防災関係機関は、次の伝達系統により、迅速かつ的確に事故情報を伝達するものとする。



(※ 国土交通省から事故情報の第1報があった場合)

(2) 広報活動

ア 関係機関の連携

広報活動を行うにあたっては、県、警察機関及び各防災関係機関との連絡、調整を密にし、被害状況及び避難指示等の情報を迅速かつ的確に伝えるものとする。

イ 周辺住民への広報

市及び警察署は、県及び警察機関と協議のうえ、広報車等により、避難指示等について広報を行うものとする。

2 応急活動体制の確立

市は、関係機関と連携し、迅速かつ円滑な応急対策の実施を図るため、第2編「震災対策編」第2章「災害応急対策計画」に準じて速やかに応急活動体制を整えとともに、必要に応じて現地合同対策拠点を設置する等、協力して災害応急対策を行うものとする。

第5章 林野火災対策

第1節 災害予防計画

自然環境と森林資源及び市民の生命財産を林野火災の被害から守るために、市及び県、国、関係機関が実施する災害予防対策について定める。

1 火災予防体制の整備

(1) 林道の整備

市は、消防用車両の通行に支障のないよう林道の適切な維持管理に努めるものとする。

(2) 防火用水利の確保

防災関係機関は、河川、池、ダム及び砂防・治山関係施設等の整備にあたっては、消火作業に使用する際の利便性に配慮した構造とするよう努めるものとする。

(3) 林野内及び周辺地域での火気使用の指導等

ア 森林等への火入れ許可

森林等への火入れは、森林法第21条の規定に基づき、市長が許可することとなるが、許可にあたっては、消防本部や森林管理署等の関係機関と十分協議のうえ、火災予防に関する指導を徹底するものとする。また、火入れ場所が他市町に近接する場合には、当該市町に通知するものとする。

イ 火気使用施設に対する指導

消防本部は、森林内及びその周辺に所在する火気を使用する施設等の管理者に対して、必要に応じて査察及び指導を行うものとする。

(4) 危険気象等に対する警戒

ア 通常の警戒

林野の所有者、管理者及び消防本部等は、気象条件により林野火災が発生するおそれがある場合は、林野の巡視、監視等を強化し、周辺住民、入林者等に対し火気使用に関する注意を喚起するとともに、火災発生防止に努めるものとする。

イ 火災警報発令と警戒

市長は、気象台から火災気象通報が発表されたとき又は気象の状況が火災予防上危険と認めるときは、「火災警報」を発令することができる。発令した場合には、消防本部及び関係機関等と連携し、広報車による巡回等により住民及び入林者等に周知するとともに、屋外での火気使用の制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じるものとする。

2 防火意識の普及

(1) 市民に対する啓発

ア 広報宣伝の充実

市は、県、森林管理署等関係機関と連携し、林野火災防止運動を展開し、登山、観光及び保養等の森林利用者のマナー向上とその定着を図るものとする。

イ 学校教育による防火意識の普及

市教育委員会の協力を得て、学校における防火意識の普及を図るものとする。

(2) 地域住民に対する啓発

市は、林野内に立ち入る機会が多い地域住民に対して、林野火災発生防止に関する広報等を行い、防火意識の啓発を図るものとする。

3 消防体制等の整備

(1) 消防資機材の整備

市は消防本部と連携して、林野火災に対する火災防ぎょ活動に必要な資機材の整備、充実に努めるものとする。

(2) 消防水利の確保

市は消防本部と連携して、火災防ぎょ活動時に必要な消防水利を確保するため、防火水槽の整備を図るほか、河川、湖沼等の自然水利や砂防ダム等の水源として利用できる施設等を調査し、消防水利マップを作成する等、消防水利の一層の整備を図るものとする。

(3) 林野火災防ぎょ訓練の実施

市は、他の関係機関と協力して、林野火災発生時における相互の協力体制の整備と火災防ぎょ技術の向上を図るため、定期的な訓練の実施に努めるものとする。

第2節 災害応急対策計画

林野火災の発生に対し、迅速かつ効果的な消防活動によりその延焼を最小限に食い止めるために、市、県、消防機関、森林所有者・管理者、地域住民等が連携して実施する消火・救助活動について定める。

1 出火の発見・通報

(1) 出火発見者の責務

森林、原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに消防本部に通報しなければならない。また、発生した火災が初期であり火勢が弱い場合には、発見者は自身に危険が及ばない範囲で初期消火にあたるものとする。

(2) 消防本部の対応

通報を受けた消防本部は、直ちに火災位置を確認し、消防隊を出動させるとともに、次により関係機関に連絡し、所要の措置を講ずるよう要請するものとする。

消防団	消火活動、延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動
森林の管理者	森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力
県防災危機管理課	消防防災ヘリコプターの緊急運航
警察署	消防車両の通行確保のための交通規制
市	地域住民の安全確保

2 応急活動体制の確立

市は、林野火災の発生を覚知したときは、直ちに消防本部と連携をとり、迅速かつ円滑な応急対策の実施を図るため、第2編「震災対策編」第2章「災害応急対策計画」に準じて速やかに応急活動体制を整えるものとする。

3 消火・救助活動

(1) 火災防ぎょ活動

現場に出動した消防隊は、消防団、森林管理者、県消防防災ヘリコプター等と協力して消火活動及び延焼防止活動を行う。

ア 情報収集

消防隊は、消防団とともに火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

現地に出動した県消防防災ヘリコプターは、火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たる。

イ 消防水利の確保

最寄りの水源からの送水ルート of 早期確保に努める。

ウ 消防活動の実施

消防隊は、消防ポンプによる消火活動のほか、県消防防災ヘリコプターによる空中消火等の手段により早期鎮火に努める。また、消防活動による延焼防止が難しいと判断されるときは、森林所有者等と協議のうえ、森林の伐採により臨時的防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

(2) 要救助者の救助

消防機関等は、火災現場に負傷者や退路を断たれる等逃げ遅れた者がある場合には、火災及び周辺の状態から最も確実かつ安全な方法により、他に優先して救助活動を行う。また、現地に出動した消防防災航空隊は、ヘリコプターにより火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者や退路を断たれる等逃げ遅れた者等を発見したときは、直ちに救助活動を行う。

(3) 現地対策本部の設置

市は、火災の規模が大きい場合など必要に応じ、災害対策本部長が指名した職員を本部長とする現地対策本部を現場近くに開設する。

4 避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

市は警察及び消防本部と連携して、林野火災発生 of 通報を受けたときは、直ちに広報車等により火災発生周辺地域に広報を行い、森林内滞在者に速やかな退去を呼びかける。

また、県消防防災ヘリコプターは空から避難の呼びかけを行う。

(2) 住民の避難

市は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対して避難指示等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。なお、情報の伝達、避難誘導等にあたっては、要配慮者の安全に十分配慮するものとする。

5 自衛隊災害派遣要請

市は、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められる場合は、第2編「震災対策編」第2章「災害応急対策計画」第4節「自衛隊災害派遣要請」に準じて、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

6 広域応援要請

災害の規模により市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編「震災対策編」第2章「災害応急対策計画」第3節「広域応援体制」に準じて、他の消防機関、近隣の市町村、県及び国へ応援を要請するものとする。

7 鎮火後の措置

(1) 鎮火後の警戒

消防機関は、火災鎮火後においても当分の間、再燃に備えて監視・警戒にあたるものとする。

(2) 二次災害の防止

林野火災により荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流化、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があることから、市及び県、関係機関は、これらによる二次災害から住民を守るための措置を講ずるものとする。

第6章 原子力災害対策

第1節 対策の概要

1 目的

長井市及び山形県の区域には原子力施設が立地しておらず、また、山形県の隣県に立地する原子力施設に関する「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）」にも長井市及び山形県の区域は含まれていない。しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に起因する東京電力福島第一原子力発電所における事故を鑑みれば、原子力施設において緊急事態が発生した場合に備え、住民の心理的動揺や混乱をできるかぎり抑えるとともに、住民等の生命及び身体の保護を目的とした屋内退避及び避難誘導等の対策を予め定めておくことが必要と考えられる。

よって、この章では、原子力災害(原子力施設における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により、放射性物質が大量に放出されることによる災害)に関し、市が実施すべき予防対策、応急対策及び復旧対策について必要な措置を定め、総合的かつ計画的な対策を講じることによって住民の不安を解消し、安全・安心な市民生活を確保することを目的とする。

2 国及び県の計画等との関係

国の「防災基本計画」、県の「山形県地域防災計画」を基本とし、専門的、技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」（平成24年10月策定）を十分に尊重する。

3 山形県の隣県に立地する原子力施設

(1) 宮城県

事業者名	施設名	所在地	市境までの最短距離
東北電力株式会社	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市	約125キロメートル

(2) 福島県

事業者名	施設名	所在地	市境までの最短距離
東京電力ホールディングス株式会社	福島第一原子力発電所 (現在すべての原子炉が廃止)	福島県双葉郡大熊町及び双葉町	約111キロメートル
	福島第二原子力発電所	福島県双葉郡檜葉町及び富岡町	約118キロメートル

(3) 新潟県

事業者名	施設名	所在地	市境までの最短距離
東京電力 ホールデ ィングス 株式会社	柏崎刈羽 原子力発電所	新潟県柏崎市 及び刈羽郡刈羽村	約138キロ メートル

第2節 災害予防計画

原子力災害による被害並びに住民の不安を軽減するために、市が実施する原子力予防対策について定める。

1 活動体制等

市は、平常時から、原子力災害予防計画に定める事項について、実施体制や実施方法を記載したマニュアルを策定するなど、活動体制を整備するとともに、防災知識の普及等の活動にあたる。

2 防災体制の整備

(1) 通信連絡体制の整備

市は、県の災害対策本部、防災関係機関等との緊急時における連絡を円滑に実施できるよう体制を整備する。また、住民等に正確な情報を迅速に伝達するため、防災情報伝達システム(防災ラジオ及び屋外拡声装置)や広報車等の緊急時における広報設備及び機器の整備を推進する。

(2) 避難体制の整備

市は、国が示す緊急事態の初期対応段階の区分に応じた注意喚起・避難等の体制を整備する。なお、情報連絡、住民等の屋内退避・避難等については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、それらを活用することで効率的かつ実効的に実施する。

ア 市は、山形県の隣接県の原子力施設に係る警戒事態(原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。)、施設敷地緊急事態(原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり、原子力災害対策特別措置法(平成11年12月17日法律第156号。以下「原災法」という。)第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。)における市民への注意喚起体制を整備するものとする。

イ 市は、山形県の隣接県の原子力施設に係る全面緊急事態(原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態であり、原災法第15条第1項の規定による原子力緊急事態宣言に係る事象をいう。以下同じ。)における注意喚起及び屋内退避に関するマニュアルを策定するものとする。

(3) 防災訓練等の実施

市は、緊急時通信訓練、住民に対する情報伝達訓練等を定期的実施する。

3 防災知識の普及等

(1) 放射線に関する知識の普及

市は、県と協力して、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行うとともに、県に対して必要な助言を求める。

ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること

- イ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
 - ウ その他必要と認める事項に関すること
- (2) 原子力災害に関する防災知識の普及

ア 防災広報

市は、県及び関係機関と協力して、市民に対し、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。また、県に対して必要な助言を求める。

- (ア) 全国の原子力施設の稼働、休止等の概要に関すること
- (イ) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (ウ) 緊急時における市、県及び国等が講じる対策の内容に関すること
- (エ) 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること
- (オ) 原子力災害時に住民がとるべき行動及び留意事項等に関すること
- (カ) その他必要と認める事項に関すること

イ 防災教育

市の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

4 防災業務関係者に対する教育・研修

- (1) 市は、応急対策の円滑な実施を図るため、県、国及び防災関係機関の協力を得て、原子力防災業務にかかわる者に対し、次に掲げる事項について、教育・研修を必要に応じて実施する。

- ア 原子力防災体制及び組織に関する知識に関すること
- イ 全国の原子力施設の稼働、休止等の概要に関すること
- ウ 原子力災害とその特殊性に関すること
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- オ 緊急時における市、県及び国等が講じる対策の内容に関すること
- カ 放射線及び放射性物質の測定に関すること
- キ 緊急時医療に関すること
- ク 危機管理に関すること
- ケ その他必要と認める事項に関すること

- (2) 防災関係機関は、市、県及び国等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。

5 平常時における放射線量の測定

市は、原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による市内の環境に対する影響を評価するため、必要がある場合は、平常時から放射線量の測定を行う。また、県が測定を行う場合は協力する。

- (1) 測定体制の整備等

ア 放射線計測機器の確保に努めるものとし、確保した機器については、常に使用可能な

状態に整備、維持する。

イ 的確な測定を実施するため、測定を行うものについて、機器の操作や実施手順等の習熟に努める。

(2) 市は、平常時より、県及び国等が公表する空間放射線量等の情報に注視する。

第3節 災害応急対策計画

山形県の隣県等に立地する原子力施設で大規模な事故が発生した場合、原子力災害による被害を軽減するために実施する原子力災害応急対策について定める。

1 市の対応

市は、原子力災害に係る応急対策を迅速かつ確実に実施するため、山形県の隣県に立地する原子力施設に係る警戒事態の段階で、必要と認められる場合は、情報収集活動等を開始する。

市は、県又は国から、山形県の隣県に立地する原子力施設における事故の発生又は原子力災害対策特別措置法(平成11年12月17日法律第156号。以下「原災法」という。)第15条に基づく原子力緊急事態宣言の発出の連絡を受けた場合で、市長が必要と認めた場合は、災害対策本部を設置する。

市は、原子力施設等の立地地域及びその周辺において施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合で、市長が必要と認めた場合は、災害対策本部を設置する。

2 住民に対する広報及び指示伝達

市は、住民に対して、次の事項について情報の提供を行う。その際、県から住民の行動に関する必要な事項の指示があった場合は、それに従った情報提供を行う。

また、情報提供にあたっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮する。

- ア 事故の概要
- イ 災害の現況
- ウ 放射性物質の拡散状況等に関する今後の予測
- エ 市、県、国及び防災関係機関の対策状況
- オ 屋内退避、避難など住民のとるべき行動及び注意事項
- カ その他必要と認める事項

3 緊急時における放射線量測定の強化

市は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による市内の環境に対する影響を評価するため、原子力施設における事故の覚知以降、放射線量の測定を実施又は強化し、県から測定について協力の要請があった場合は協力する。

(1) 放射線量等の測定の開始

市は、災害対策本部が設置されると同時に、以下の項目について測定を開始し、既に測定を開始している項目についてはその体制を強化する。

- ア 空間の放射線量
- イ 飲料水の放射性物質濃度
- ウ 土壌の放射性物質濃度
- エ 農畜水産物の放射性物質濃度
- オ 廃棄物の放射性物質濃度

カ その他必要と認められる環境検体の放射性物質濃度等

(2) 測定結果の公表

市は、緊急時における放射線量等の測定結果について、その都度、ホームページにより公表する。

4 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

市は、山形県の隣接県に立地する原子力施設に係る緊急事態の初期対応段階の区分に応じた防護活動を実施する。

(1) 警戒事態及び施設敷地緊急事態の際の住民への注意喚起

市は、原子力災害による本市への影響が懸念される場合、住民の不安を解消し、住民が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、住民に対して注意喚起を行う。

(2) 全面緊急事態の際の住民への注意喚起及び屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

市は、本市への影響が懸念される場合に、早い段階から注意喚起を行う。

また、原子力緊急事態（原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態）が発生し、内閣総理大臣から、県及び市に対して、原災法第15条第3項の規定に基づき、住民等に避難や屋内退避等の指示を行うよう指示があったときには、市は、災対法第60条第1項の規定により、住民等に避難、屋内退避等の指示を行う。なお、市が災害の発生によりその事務を行うことができなくなったときには、県が災対法第60条第6項の規定に基づき、市に代わってその事務を実施する。

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

ア 市は、屋内退避又は避難の指示を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、あらかじめ定めた手順により、住民を屋内退避又は避難させる。

イ 市は、県と協力し、住民に対する屋内退避又は避難の指示を以下の情報伝達の方法により行うものとする。また、屋内退避準備又は避難準備の情報伝達の方法についても同様とする。

(ア) 防災情報伝達システム(防災ラジオ、屋外拡声装置)、防災行政無線、広報車等による周知

(イ) 学校、保育所、病院、社会福祉施設等、屋内退避及び避難にあたり特に配慮を要する者を対象とする施設への連絡

(ウ) 工場、小売店、宿泊施設等、多数の従業員及び利用者が滞在する事業所における館内放送等による周知

(エ) 鉄道事業者による車内放送等による周知

(オ) 電気通信事業者が提供する緊急速報メール等の送信による広報については、県が行わない場合において、市が行う。

(カ) 報道機関に対する緊急放送等の要請については、県が行わない場合において、市が行う。

ウ 市は、市の区域を越えた広域避難が必要となった場合は、避難先、移動手段、移動経路等の広域避難に関する事項について、県の指示に従う。

エ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において避難を行う場合には、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

5 原子力災害医療活動

市は、事故発生地域からの避難者の健康相談に応じるとともに、必要に応じて避難退域時検査や簡易除染を行う。

なお、市は、避難退域時検査の結果、専門的診断及び治療が必要と判断される場合には、原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院等に移送すべく対処する。

6 飲食物の摂取制限措置等

(1) 基準値超過食品の流通防止措置

ア 県が行う流通食品の放射性物質検査の結果、当該食品に含まれる放射性物質がO I L(※)や食品衛生法で定める基準値を超えた場合、市は、県による当該食品の廃棄、回収及び原因の調査等について協力する。

イ 市は、緊急時における放射性物質検査の結果、農林水産物等の放射性物質濃度が、O I Lや食品衛生法で定める基準値を超えた場合は、県及び国の指導・助言・指示等に基づき、農林水産物等の生産者及び関係事業者並びに市民に対し、摂取及び出荷を差し控えるよう要請する。

(2) 水道水の摂取制限等の措置

市は、水道水の放射性物質検査の結果、O I Lや管理目標値を超える放射性物質が含まれていた場合は、直ちに検査結果について市民に周知する。

また、O I Lや管理目標値を超える状態が長期間継続すると見込まれる場合は、県及び国の指導・助言・指示等に基づき、他の水源への切替、摂取制限等の措置を講じ、市民及び関係機関に周知する。

7 自治体の区域を越えた避難者の受入れ活動

自治体の区域を越えた避難者の受入れ等活動については、震災対策編の広域避難計画に準ずる。また、避難指示に基づかない自主避難者については、市と県が連携して受入れ活動にあたる。

※<O I L>

原子力災害発生時の防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル

第4節 災害復旧計画

原子力緊急事態宣言が解除された後、市民生活の早期安定を図るため、放射性物質に汚染された物質の除去等や各種制限措置等の解除について定め、早期復旧を目指す。

1 放射性物質による汚染の除去等

市は、県、国、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を促進する。

2 各種制限措置等の解除

(1) 各種指示の解除

市は、県から避難等の指示を解除するよう指示があった場合は、避難等の指示を解除し、住民に対しその旨を伝達する。

(2) 各種制限措置の解除

市は、県が放射性物質及び放射線による影響を受けるおそれがないと認め、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限等の各種制限措置の解除を指示した場合は、各種制限措置を解除し、住民に対しその旨を伝達する。

3 放射線量等の測定の実施及び結果の公表

市は、原子力緊急事態解除宣言後、県及び関係機関と協力して放射線量等の測定を行い、その結果を速やかに公表する。

4 住民相談体制の整備

市は、住民からの多様な相談、問い合わせに対応できるよう、相談窓口を設置し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努める。

5 損害賠償の請求等に必要な資料の作成

(1) 被災住民等の登録

市は、県と協力し、将来の医療措置、損害賠償請求等に資するため、屋内退避等の各種措置をとった住民等に対し、原子力災害時にその地域に所在した旨の証明及び屋内退避施設又は避難所等において講じた措置等について登録を行うものとする。

(2) 市は、県と連携し、損害賠償の請求等に資するため、次に掲げる事項に起因して市において被災者を受けた損害を調査する。

ア 屋内退避、避難の措置

イ 飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物に対する出荷制限等の措置

ウ 立入制限等の措置

エ 農耕・漁獲制限措置

オ その他、市又は県が指示した事項

(3) 諸記録の作成

市は、県と協力して、応急対策及び復旧対策として措置した諸記録を作成する。

6 風評被害等の影響の軽減

市は、県及び国並びに関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。

